

株式会社タカ・クリエイト「盛岡築川風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和6年3月8日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、盛岡築川風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社タカ・クリエイトに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、岩手県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

なお、当該案件は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第283号）附則第3条第5項の規定に基づき、環境影響評価その他の手続を行うこととしたものであるため、計画段階環境配慮書に係る手続は行われていない。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：岩手県盛岡市及び宮古市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大46, 200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和5年9月14日
住民意見の概要等受理	令和5年11月30日
岩手県知事意見受理	令和6年2月22日
経済産業大臣勧告発出	令和6年3月8日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤
電話03-3501-1742（直通）

株式会社タカ・クリエイト「盛岡築川風力発電事業環境影響評価方法書」に
対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業の実施により、土砂・濁水に伴う水環境への影響が懸念されることから、近年の局所集中的な降雨の傾向とヤード及び道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 岩手県において平成20年9月に国内初のイヌワシのバードストライクが発生していることの教訓を踏まえ、希少猛禽類の調査にあたっては、適切な調査地点及び時期を選定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 魚類の調査について、種の特性等を考慮する等、適切な調査時期を設定すること。
4. 環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な植物の生育や植生自然度が高い植生について、生育環境の変化による影響が懸念される事から、工事の実施や地形改変が植物に与える影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(岩手県知事からの意見書の写しを添付)